

# 新型コロナウイルスに関する

## 日本政策金融公庫の融資制度

商工会まで  
ご相談ください！！

制度名	新型コロナウイルス対策マル経
対象者	商工会の実施する経営指導を受けており、商工会の推薦を受けた方であって、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <b>5%以上減少している方</b>
融資限度額	1,000万円(別枠)
利率(年)	当初3年間:経営改善利率 1.21%-0.9% → <b>0.31%</b> 4年目以降:経営改善利率 <b>1.21%</b>
返済期間 (据置期間)	設備資金:10年以内(うち据置期間4年以内) 運転資金:7年以内(うち据置期間3年以内)
その他	(注)一部の対象者については、 <b>特別利率-0.9%の部分に対して</b> 中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、 <b>当初3年間が実質無利子となります。</b>

制度名	新型コロナウイルス感染症特別貸付
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <b>5%以上減少している方</b>
融資限度額	8,000万円(別枠)
利率(年)	4,000万円以内まで 当初3年間:基準利率(災害)1.26%-0.9% → <b>0.36%</b> 4年目以降:基準利率(災害) <b>1.26%</b> 4,000万円超 全期間:基準利率(災害) <b>1.26%</b>
返済期間 (据置期間)	設備資金:20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金:15年以内(うち据置期間5年以内)
その他	(注)一部の対象者については、 <b>基準利率-0.9%の部分に対して</b> 中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、 <b>当初3年間が実質無利子となります。</b>

### 【 特別利子補給制度 (実施期間:中小企業基盤整備機構) 】

対象者:上記の『新型コロナウイルス対策マル経』、『新型コロナウイルス感染症特別貸付』を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件無し	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上

※ 小規模事業者:卸・小売業、サービス業は常時使用する従業員が5名以下の企業  
それ以外の業種は常時使用する従業員が20名以下の企業

※ 売上高要件の比較は、上記貸付で確認する最近1か月に加え、その後2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較